

平成21年7月24日 制定

平成24年7月 1日 改正

平成27年6月30日 改正

平成30年4月 2日 改正

鹿児島市長 森 博 幸

## 鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減措置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱（平成21年7月24日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他市長が認めた事業者（以下「社会福祉法人等」という。）が利用者負担額の軽減措置（以下「軽減措置」という。）を実施する場合に、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）及び実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第4条の規定により軽減措置を市長に申し出た社会福祉法人等とする。

(補助金の交付対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象経費は、実施要綱第4条の規定により申し出た事業所で実施した実施要綱第9条に規定する訪問介護サービスに係る利用者負担額を軽減した額とし、補助率は2分の1とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、中山間地域等における利用者負担額軽減措置事業計画書（様式第1）によるものとする。

2 規則第4条第1項第2号に規定する収支予算書は、収支予算書（様式第2）によるものとする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、助成額計算書（様式第3）によるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第14条第1項第1号に規定する事業実績書は、中山間地域等における利用者負担額軽減措置事業実績書(様式第4)によるものとする。

2 規則第14条第1項第2号に規定する収支決算書は、収支決算書(様式第5)によるものとする。

3 規則第14条第1項第3号に規定する書類は、助成額報告書(様式第6)によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年7月24日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

(申請の特例)

2 実施要綱付則第2項の規定により実施要綱第4条の申出があったとみなされた者がこの要綱の施行の日から1か月の間に補助金の申請をしたときは、市長が定める時期までに規則第4条の申請があったものとみなす。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前に改正前の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減事業補助金交付要綱を規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前に改正前の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市中山間地域等における利用者負担額軽減事業補助金交付要綱を規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。